



島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第64号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

(1) 平成27年度組織改正を次のように行うこととした。

| 部 | 課 | 改正の概要 |
|-------|-------------------|---|
| 農林水産部 | 農畜産振興課 食料安全推進課 | 「農産園芸課」と「畜産課」に再編 「畜産振興室」を廃止（農畜産振興課） 「食の安全推進室」を設置（農産園芸課） |
| 健康福祉部 | 青少年家庭課 | 「少子化対策推進室」を廃止 「子ども・子育て支援室」を設置 |
| 土木部 | 建築住宅課 | 「建築物安全推進室」を設置 |

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第29号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法令」を「法律」に改める。

第12条第1項の表総務部の部総務課の項中「公文書担当スタッフ、公益法人スタッフ」を「県立大学スタッフ、公文書・公益法人担当スタッフ」に改め、同表地域振興部の部しまね暮らし推進課の項中「定住支援グループ」の次に「定住企画スタッフ」を加え、同部交通対策課の項中「航空対策スタッフ」を「航空スタッフ」に改め、同表環境生活部の部自然環境課の項中「自然保護グループ」の次に「隠岐世界ジオパーク活用推進スタッフ」を加え、同表健康福祉部の部健康推進課の項中「医療保険・医療事務指導スタッフ」の次に「保健指導スタッフ」を加え、同部高齢者福祉課の項中「高齢社会・援護恩給グループ」を「援護恩給スタッフ」に改め、同部青少年家庭課の項中「保育支援グループ」及び「子ども・子育て支援スタッフ」を削り、同部障がい福祉課の項中「療育支援グループ」の次に「精神保健推進スタッフ」を加え、同表農林水産部の部農畜産振興課の項及び食料安全推進課の項を次のように改める。

| | |
|-------|--|
| 農産園芸課 | 農政グループ、水田農業グループ、野菜・花きグループ、果樹グループ、有機農業グループ、構造対策緊急地域スタッフ |
| 畜産課 | 畜政グループ、しまね和牛振興グループ、酪農・養鶏・養豚振興グループ、家畜衛生グループ、企画・危機管理スタッフ |

第12条第1項の表農林水産部の部農地整備課の項中「本庄工区スタッフ」を削り、同表商工労働部の部商工政策課の項中「調整スタッフ」を「政策企画スタッフ」に改め、同表土木部の部河川課の項中「河川海岸整備グループ」の次に「神戸川対策スタッフ」を加え、同部建築住宅課の項中「建築指導スタッフ」を削り、同条第5項の表原子力安全対策課の項を次のように改める。

| | | |
|----------|-------|--|
| 原子力安全対策課 | 避難対策室 | |
|----------|-------|--|

| | | |
|--|-----------|-------------------|
| | 原子力環境センター | 測定分析グループ、監視情報グループ |
|--|-----------|-------------------|

第12条第5項の表青少年家庭課の項から食料安全推進課の項までを次のように改める。

| | | |
|--------|------------|-------------------------------|
| 青少年家庭課 | 子ども・子育て支援室 | 企画推進グループ、保育支援グループ、少子化対策連携スタッフ |
| 農産園芸課 | 食の安全推進室 | 農産物安全グループ、美味しまね認証スタッフ |
| 畜産課 | 家畜病性鑑定室 | |

第12条第5項の表に次のように加える。

| | | |
|-------|----------|--|
| 建築住宅課 | 建築物安全推進室 | |
|-------|----------|--|

第12条第6項中「食料安全推進課家畜病性鑑定室」を「畜産課家畜病性鑑定室」に改める。

第14条第1項の表総務部の部人事課の項中第25号及び第26号を削り、第24号を第26号とし、第23号を第25号とし、第22号を削り、第21号を第24号とし、第5号から第20号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 恩給及び退隠料に関する事。
- (6) 職員の公務災害補償に関する事。
- (7) 地方公務員災害補償基金に関する事。

第14条第1項の表環境生活部の部自然環境課の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 公益財団法人ホシザキグリーン財団の業務運営の指導に関する事。

第14条第1項の表健康福祉部の部青少年家庭課の項第1号中「障害児」を「保育、障害児」に改め、同項第9号中「少子化対策推進室」を「子ども・子育て支援室」に改め、同項に次の1号を加える。

- (10) 児童福祉に関する事（保育に関するものに限る。）（子ども・子育て支援室）。

第14条第1項の表健康福祉部の部薬事衛生課の項に次の1号を加える。

- (2) 食品表示法（平成25年法律第70号）に関する事。

第14条第1項の表農林水産部の部農畜産振興課の項及び食料安全推進課の項を次のように改める。

農産園芸課

- (1) 農産物の生産計画、奨励及び流通に関する事。
- (2) 農業競争力強化対策に関する事。
- (3) 経営所得安定対策の推進及び米の需給調整に関する事。
- (4) 新農林水産振興がなされる地域応援総合事業に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 農業気象に関する事。
- (6) 農業機械に関する事。
- (7) 農作物の種苗に関する事。
- (8) 有機農業及び環境にやさしい農業の推進並びに土壌改良に関する事。
- (9) 家畜排せつ物の利活用に関する事。
- (10) 花振興センターに関する事。
- (11) 農作物の病害虫の防除及び農薬に関する事（食の安全推進室）。
- (12) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する事（食の安全推進室）。
- (13) 農産物の安全性の確保に関する事（食の安全推進室）。
- (14) 安全で美味しい島根の県産品認証制度の推進に関する事（食の安全推進室）。
- (15) 肥料の品質確保及び適正な使用に関する事（食の安全推進室）。
- (16) 病害虫防除所に関する事（食の安全推進室）。

畜産課

- (1) 畜産物の生産計画、奨励及び流通に関する事。
- (2) 家畜の改良増殖に関する事。

- (3) 家畜の飼料対策に関する事。
- (4) 家畜排せつ物の管理に関する事。
- (5) 畜産特別対策資金に関する事。
- (6) 家畜市場及び家畜商に関する事。
- (7) 株式会社島根県食肉公社に関する事。
- (8) 畜産技術センターに関する事。
- (9) 家畜保健衛生所に関する事。
- (10) 家畜の伝染病予防及び衛生に関する事。
- (11) 動物薬事に関する事。
- (12) 獣医師、家畜人工授精師等に関する事。
- (13) 畜産物の安全性の確保に関する事。
- (14) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する事。
- (15) 家畜疾病の病性鑑定及び試験研究に関する事（家畜病性鑑定室）。
- (16) 畜産公害の検査に関する事（家畜病性鑑定室）。
- (17) 死亡牛の牛海綿状脳症検査に関する事（家畜病性鑑定室）。

第14条第1項の表農林水産部の部農地整備課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同部林業課の項第29号を削り、同部森林整備課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同部水産課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同表土木部の部技術管理課の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 測量法（昭和24年法律第188号）の施行に関する事。

第14条第1項の表土木部の部用地対策課の項第14号を削り、同部建築住宅課の項中第3号から第8号までを削り、第9号を第3号とし、第10号から第16号までを6号ずつ繰り上げ、第17号及び第18号を削り、第19号を第11号とし、同部の次に次の8号を加える。

- (12) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関する事（建築物安全推進室）。
- (13) 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関する事（建築物安全推進室）。
- (14) 建築物の防災対策に関する事（建築物安全推進室）。
- (15) 建築物のバリアフリー化に関する事（建築物安全推進室）。
- (16) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事（建築物安全推進室）。
- (17) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関する事（建築物安全推進室）。
- (18) 長期優良住宅の普及の推進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関する事（建築物安全推進室）。
- (19) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）の施行に関する事（建築物に係るものに限る。）（建築物安全推進室）。

第21条第2項の表隠岐保健所の部総務保健部の項を次のように改める。

| | | |
|-------|--------------|-------------|
| 総務保健部 | 総務医事課 | 総務医事係、難病支援係 |
| | 健康増進課 | |
| | 島前保健環境課 | |
| | 島前地域危機管理スタッフ | |

第21条第8項の表水産局の部中第30号を第31号とし、第23号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

- (23) 水産関係の補助金及び交付金に関する事。

第21条第8項の表水産局の部島前出張所の項第2号中「漁港の工事の執行」を「栽培漁業の推進」に改め、同項中第7

号を削り、第6号を第9号とし、第5号を削り、第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 栽培漁業センターに関すること。
- (4) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の管理に関すること。
- (5) 漁場の整備事業に関すること。
- (6) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の工事の執行に関すること。

第22条第2項の表西部県民センターの部商工労政事務所の項中「商工労政課」を「観光振興課」に、「経営支援課」を「商工振興課」に改め、同条第4項の表を次のように改める。

| 事務所 | 課又はスタッフ | 係 |
|---------------|----------|-------------|
| 東部県民センター雲南事務所 | 総務課 | |
| 東部県民センター出雲事務所 | 納税課 | 納税第一係、納税第二係 |
| 西部県民センター県央事務所 | 総務課 | |
| | 納税課 | 納税係 |
| | 川本駐在スタッフ | |
| 西部県民センター益田事務所 | 総務課 | |
| | 納税課 | 納税係 |

第36条第3項の表雲南保健所益田保健所の部総務保健部の項及び県央保健所の部総務保健部の項中「総務担当」を「総務企画スタッフ」に改め、同表隠岐保健所の部総務保健部の項を次のように改める。

| | | |
|-------|--------------|-------------|
| 総務保健部 | 総務医事課 | 総務医事係、難病支援係 |
| | 健康増進課 | |
| | 島前保健環境課 | |
| | 島前地域危機管理スタッフ | |

第36条第4項の表環境衛生部の部に次の1号を加える。

- (32) 食品表示法に関すること。

第37条第3項を次のように改める。

3 保健環境科学研究所に、次の表の左欄に掲げる部を置き、保健環境科学研究所又は同欄に掲げる部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課、科又はスタッフを置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

| 部 | 課、科又はスタッフ | 係 |
|-------|--------------|-----------|
| | 企画調整・GLPスタッフ | |
| 総務企画部 | 総務企画情報課 | 総務係、企画情報係 |
| 保健科学部 | 細菌科 | |
| | ウイルス科 | |
| 環境科学部 | 大気環境科 | |
| | 水環境科 | |
| | 湖沼環境スタッフ | |

第40条第2項の表を次のように改める。

| 児童相談所 | 課、スタッフ又は室 | 係 |
|---------|---------------|-----------------|
| 中央児童相談所 | 相談支援課 | 相談支援第一係、相談支援第二係 |
| | 判定保護課 | |
| | 総務企画・女性連携スタッフ | |
| | 隠岐相談室 | |
| 出雲児童相談所 | 相談支援課 | 相談支援第一係、相談支援第二係 |

| | | |
|---------|-------------|--|
| 浜田児童相談所 | 判定保護課 | |
| | 総務・女性相談スタッフ | |
| 益田児童相談所 | 相談支援課 | |
| | 判定保護課 | |
| | 総務・女性相談スタッフ | |

第42条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 女性相談センターに、管理企画担当及び相談支援課を置く。

第43条第2項を次のように改める。

- 2 心と体の相談センターに、次の表の左欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

| 課 | 係 |
|-------|-------------|
| 地域支援課 | |
| 相談判定課 | 心の健康係、判定支援係 |

第45条第3項に次の1号を加える。

- (7) 食品表示法に関すること。

第46条第2項の表西部農林振興センターの部林業部の項を次のように改める。

| | | |
|-----|-----------|-----------------|
| 林業部 | 林業振興課 | 林業振興第一係、林業振興第二係 |
| | 森林保全課 | 森林保全第一係、森林保全第二係 |
| | 浜田地域林業普及課 | |

第46条第2項の表西部農林振興センターの部中「構造対策緊急地域・総合特区スタッフ」を「構造対策緊急地域・6次産業スタッフ」に改める。

第54条第3項中第30号を第31号とし、第24号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

- (24) 水産関係の補助金及び交付金事務に関すること。

第55条第2項中「、総合調整部栽培漁業科は隠岐郡西ノ島町に」を削り、同条第3項の表総合調整部の項中「総務担当」の次に「、企画広報スタッフ」を加え、「、栽培漁業科」を削り、同表内水面浅海部の項中「、企画広報スタッフ」を削り、同条第4項の表総合調整部の項第3号中「種苗生産技術の移転及び指導」を「水産業に関する試験研究の企画及び調整」に改め、同項第4号中「種苗生産の低コスト化の研究」を「水産業に関する試験研究の情報」に改め、同表内水面浅海部の項第2号中「水産業に関する試験研究の企画及び調整」を「種苗生産技術の指導」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第61条第2項を次のように改める。

- 2 産業技術センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、産業技術センター又は同欄に掲げる部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課、科、スタッフ又はプロジェクトチームを置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く。

| 部 | 課、科、スタッフ又はプロジェクトチーム | 係 |
|-----------|--|-----------|
| | 総務調整課 | 総務係、業務調整係 |
| | 研究企画スタッフ | |
| | 戦略機動スタッフ | |
| 技術部 | 有機材料技術科、無機材料技術科、環境技術科、生物応用科、生産技術科、電子・電気技術科、情報・ヒューマンアメリティ科 | |
| プロジェクト推進部 | 特殊鋼・素形材加工技術強化プロジェクトチーム、溶射・気相製膜発展技術開発プロジェクトチーム、レアメタル代替技術開発プロジェクトチーム、次世代パワーエレクトロニクス技術開発プロジェクトチーム、熱・シミュレーショ | |

| | | |
|--|---|--|
| | ン応用技術開発プロジェクトチーム、ヒューマンインターフェイス技術開発プロジェクトチーム、有機フレキシブルエレクトロニクス技術開発プロジェクトチーム、高齢化社会対応の機能性素材開発プロジェクトチーム、感性数値化・食品等高付加価値化プロジェクトチーム | |
|--|---|--|

第63条第2項の表東部高等技術校の項中「産業人材育成スタッフ、障がい者訓練スタッフ」を「産業人材育成・障がい者訓練スタッフ」に改める。

第64条第2項の表松江県土整備事務所の部を次のように改める。

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------------------|
| 松江県土整備事務所 | | 企画調整スタッフ | |
| | 業務部 | 総務課 | 総務係 |
| | | 契約業務課 | 契約業務第一係、契約業務第二係 |
| | 用地部 | 用地第一課 | 用地第一係 |
| | | 用地第二課 | 用地第二係 |
| | | 用地第三課 | 用地第三係、用地第四係 |
| | 維持管理部 | 管理第一課 | 管理第一係 |
| | | 管理第二課 | 管理第二係 |
| | | 維持課 | 維持第一係、維持第二係、維持第三係 |
| | 農林工務部 | 農村整備課 | 農村整備係 |
| | | ほ場整備第一課 | ほ場整備第一係 |
| | | ほ場整備第二課 | ほ場整備第二係 |
| | | 農道・防災課 | 農道整備係、防災係 |
| | | 治山・林道課 | 治山・林道係 |
| | 土木工務部 | 土木工務第一課 | 土木工務第一係、土木工務第二係 |
| | | 土木工務第二課 | 土木工務第三係、土木工務第四係 |
| | | 土木工務第三課 | 土木工務第五係、土木工務第六係 |
| | | 都市整備課 | 都市整備係、松江北道路係 |
| | 建築部 | 建築課 | 建築係 |
| | | 技術管理スタッフ | |

第64条第2項の表県央県土整備事務所の部農林工務部の項中「農村整備係」を「農村整備第一係、農村整備第二係」に改め、同表浜田県土整備事務所の部業務部の項中「、災害用地係」を削り、同部農林工務部の項中「農道整備第一課」を「農道整備課」に、「農道整備第一係」を「農道整備係」に、「農道整備第二課」を「防災課」に、「農道整備第二係」を「防災係」に改め、同表益田県土整備事務所の部業務部の項を次のように改める。

| | | |
|-----|------------|-------|
| 業務部 | 総務課 | 総務係 |
| | 契約業務課 | 契約業務係 |
| | 用地第一課 | 用地第一係 |
| | 用地第二課 | 用地第二係 |
| | 高速道路用地スタッフ | |

第64条第2項の表益田県土整備事務所の部土木工務部の項中「都市整備課」を「土木工務第三課」に、「都市整備係」を「土木工務第三係」に改め、同条第4項の表県央県土整備事務所大田事業所の項を次のように改める。

| | | |
|----------------|----------|-------------|
| 県央県土整備事務所大田事業所 | 企画調整スタッフ | |
| | 業務課 | 業務第一係、業務第二係 |

| | | |
|--|---------|-----------------|
| | 管理課 | |
| | 維持・ダム課 | 維持ダム第一係、維持ダム第二係 |
| | 農村整備課 | 農村整備係 |
| | 土木工務第一課 | 土木工務第一係 |
| | 土木工務第二課 | 土木工務第二係 |

第64条第4項の表益田県土整備事務所津和野土木事業所の項中「災害用地係」を「災害用地第一係、災害用地第二係」に改め、同条第7項の表業務部の部第15号中「県央県土整備事務所」を「浜田県土整備事務所及び益田県土整備事務所」に改め、同部第16号中「県央県土整備事務所」を「浜田県土整備事務所及び益田県土整備事務所」に改め、同表農林工務部の部中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第65条第3項の表を次のように改める。

| 部 | 課又はスタッフ | 係 |
|-----|-------------|--------------------------|
| 業務部 | 業務課 | 業務係 |
| 工務部 | 第二浜田ダム建設課 | 第二浜田ダム建設係 |
| | 第二浜田ダム施設課 | 第二浜田ダム施設係、浜田ダム再開発係 |
| | 第二浜田ダム道路課 | 第二浜田ダム道路係 |
| | 波積・矢原川ダム建設課 | 波積ダム建設係、波積ダム道路係、矢原川ダム建設係 |
| | 企画調整スタッフ | |
| | 技術管理スタッフ | |

第66条第3項を次のように改める。

- 3 出雲空港管理事務所に、次の表の左欄に掲げる課又はスタッフを置き、同欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

| 課又はスタッフ | 係 |
|----------|-------------|
| 業務課 | 業務係、管理係、工務係 |
| 施設課 | 施設係 |
| 企画調整スタッフ | |
| 技術管理スタッフ | |

第67条第3項を次のように改める。

- 3 宍道湖流域下水道管理事務所に、業務課、施設課、企画調整スタッフ及び技術管理スタッフを置く。

第68条第2項の表管理課の項の次に次の1項を加える。

| | |
|----------|--|
| 企画調整スタッフ | |
|----------|--|

第71条第1項の表以外の部分中「法令」を「法律」に改め、同項の表法令によるものの部中「法令」を「法律」に改め、同部島根県職員委員会の項を削り、同部島根県地域医療支援会議の項中「第30条の12第1項」を「第30条の23第1項」に改め、同表条例によるものの部島根県環境影響評価技術審査会の項の次に次の1項を加える。

| | | |
|------------------|--|--------|
| 島根県子ども・子育て支援推進会議 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4号及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関としての事務 | 青少年家庭課 |
|------------------|--|--------|

第71条第1項の表条例によるものの部島根県蜜蜂転飼調整審議会の項中「農畜産振興課」を「畜産課」に改める。

附則第3項中「、浜田県土整備事務所業務部用地第一課災害用地係及び土木工務部災害工務課災害工務係」を「及び浜

田県土整備事務所土木工務部災害工務課災害工務係」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。